

1 設立

昭和 48 年（1973 年）

2 目的

国民の保健・医療・福祉に寄与するため、救急医学の進歩発展を図り、救急医療の普及と発展に貢献すること。

会員数：10,134 名（令和 4 年 1 月現在、医師が中心）

専門医（救急科専門医）：5,602 名（令和 4 年 1 月現在）

3 MC に関わる取組み

本学会は、地域の多様性を踏まえつつ、学術的普遍性を念頭に学術団体としての活動を展開してきた。MC に関連して現在は、以下のような項目に力点を置き活動している。

（1）新専門医制度：救急科専門医として MC に関わる要件を盛り込む

救急科領域では、「専門研修後の成果（Outcome）」に MC を明記しており、これは救急科領域のみの大きな特徴である。具体的には、3 年間の専門研修の期間に、病院前救護体制と MC 体制の知識を習得するとともに、救急救命士への指示・指導が適切に行えることを必須の項目としている。すなわち、救急科専門医資格取得には直接 MC に関わる知識・技能を必須条件としている。その上で、地域 MC 協議会の活動に指導医とともに参画する等により、その知識を習得することを目指している。

さらに、専門医取得後の更新時は、特定行為の指示実績や、検証会での指導、病院研修への関わり等 MC に関する個別の経験報告を認めている。

（2）MC 体制検討委員会と教育・研修統括委員会が連携して、MC に関わる継続的教育・研修システムの構築

MC 体制検討委員会（今井寛委員長）では、救急科専門医を対象とした MC 体制に関わる体系化された教育セミナーを開発し普及を進めている。本セミナーの内容は救急科専門医や学会員に限らず、地域において MC 活動に関わるすべての医師が学習すべき項目なので、セミナー開催と併せて、簡便な知識習得の方法として e-learning 用の自己学習教材も提供している。また、地域 MC や都道府県 MC の指導的役割を担う救急医に対しては、より高度な知識・技能の習得を目指した教育コースの開発を目指している。MC に関わる医師の質を担保することは本会の重要な使命の一つであり、それぞれの救急医に応じた継続的な教育・研修体制づくりを進めている。

1 本学会の特徴

本学会は、1998年（平成10年）、医師をはじめ看護師、救急隊員、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーなど救急医療に関連する多職種の関係者が協働し、救急医学と救急医療体制を論じる目的で誕生した。救急診療の質は、対象となる傷病や病態の研究だけでなく救急医療体制の整備・充実を含めて保証されるものであり、これら全体を研究する学術領域が救急医学である。本学会が、救急医療に従事する多職種の関係者や関連諸団体の方々と対等に議論し、研究を進めることを何よりも重要視しているのはこのためである。

救急患者の救命、良好な転帰を期待すれば、一刻も早く救護や医療を開始することに焦点が向けられるのは必然的なことである。救急診療を特徴づけるものは時間軸であり、緊急度・重症度さらには病態に応じた迅速な医療の提供には、傷病者の観察と処置、医療機関の選定、情報伝達と搬送、そして医療機関での診療が緊密に関連し、円滑に機能しなければならない。そのなかにあつて、消防機関を中心とした病院前救護および医療とメディカルコントロールの役割は重要な位置づけとなり、本学会の中心的なテーマとして学術的な議論を重ねている。

2 病院前医療およびメディカルコントロールにかかる本学会の活動

- ① メディカルコントロール検討委員会
 - メディカルコントロールテキスト改訂編集委員会（日本救急医学会との合同）
- ② 教育研修委員会
 - PEMEC 検討小委員会（疾病救急の病院前救護に関する教育プログラム）
- ③ 緊急度判定体系のあり方に関する検討委員会
- ④ 小児救急委員会
- ⑤ 患者安全検討推進委員会
- ⑥ 学校へのBLS教育導入に関する検討委員会
- ⑦ 傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生のあり方に関する検討委員会
- ⑧ 法執行機関との医療連携のあり方に関する検討委員会
- ⑨ 地域救急医療体制検討委員会
- ⑩ バイスタンダーサポート検討特別委員会

3 本学会と全国メディカルコントロール協議会連絡会とのかかわり

- ① 2006年9月13日：「全国メディカルコントロール協議会連絡会準備会」立ち上げのための準備会に本学会が参加。
- ② 2006年11月1日：「全国メディカルコントロール協議会連絡会準備会」を共催。
- ③ 2006年12月12日：第1回幹事会に参画し、全国メディカルコントロール協議会連絡会を本学会学術集會会期に合わせて開催することが決定。
- ④ 2008年6月を最後に、本学会における開催が中断されたが、2014年5月に第17回当学会学術集會会期に合わせて再開。
- ⑤ 2015年4月、厚生労働省医政局地域医療計画課長より「全国メディカルコントロール協議会連絡会に対する協力依頼について」を受け、「本学会の総会・学術集會の会期に合わせて、会場の確保および運営について協力する」旨を回答。
- ⑥ 第18回当学会学術集會（2015年6月4日）以降、毎年、当会学術集會会期に合わせて、全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催を継続している。

公益社団法人日本麻酔科学会

1 設立

1954年10月22日、東京大学医学部麻酔学教室を中心に、現在の学会の前身である日本麻酔学会が、麻酔科学に関する研究調査をすすめながら、国内外関連学会との連携協力を行い、麻酔科学の進歩普及とわが国の学術文化発展に寄与することを目的に設立された。

2001年6月20日に社団法人格を取得。さらに2011年4月1日から公益社団法人に移行したことに伴い、公益に貢献するシンクタンクとして、様々な学会活動や認定医制度の更なる充実を図り、周術期の患者の生体管理を中心としながら、患者の命を守り、安全で決適切な医療を提供することを一段と強化していく。

2 事業の概要

公益社団法人日本麻酔科学会(以下、本学会という)は、周術期の患者管理を中心としながら、救急医療、集中治療、痙痛管理、緩和医療などの領域において患者の命を守り、安全で安心できる医療を提供する。

本学会は、以下の理念を掲げ事業を行う。

1. 質の高い麻酔科医の育成
2. 先端的研究の推進と新たな医療技術の創成
3. 麻酔科医療の啓発
4. 他領域との協働
5. 国際的な医療連携への貢献

会員数：13,852名(2022年3月31日現在)

公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科専門医：4,822名(2022年4月1日現在)

日本専門医機構認定麻酔科専門医数：4,260名(2022年4月1日現在)

認定医数：7,884名(2022年4月1日現在)

3 救急に関する弊会の活動

(1) 2004年7月1日、厚生労働省医政局より都道府県MC協議会または地域MC協議会が受講資格ありと認めた一定条件下の救急救命士に、気管内チューブによる気道確保の実習と資格取得後の気管内挿管実施が認定されることとなり、以来11年有余にわたり、全国の麻酔指導病院において、麻酔科学会指導医・専門医など広範な麻酔科学会会員の協力と指導のもと「30例以上の救急救命士の気管内挿管実習」を爾来支えている。

(2) 2010年度から麻酔科専門医新規認定にAHA-ACLSの受講修了が必須となったことに伴い、学会全7支部(北海道・東北/東京/関東・甲信越/東海・北陸/関西/中国・四国/九州)で原則年2回、ACLS、BLSコースを開催しているほか、指導者レベルの知識のリフレッシュのため、下記の2コースを年1回実施している。

- ・日本麻酔科学会理事を受講対象とした理事コース(2005年度～)
- ・専門医試験官を受講対象とした試験官コース(2010年度～)

受講者数推移【()内会員数】

| コース | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |
|------|---------|---------|-------|-------|---------|
| ACLS | 140(19) | 145(18) | 82(8) | 33(4) | 121(32) |
| BLS | 169(17) | 141(13) | 86(1) | 42(3) | 152(14) |

1 日本医師会の概要

会員約 17 万 3 千人を有する民間の学術専門団体。開業医約 8 万 3 千人、勤務医約 9 万人（令和 3 年 12 月 1 日現在）で構成。都道府県医師会、郡市区医師会とは密接な関係。

2 日本医師会による救急災害医療の活動

- ・救急の日ポスター、C A B + D カードの作成・配布
- ・救急・災害に関する生涯教育の推進
- ・J M A T（日本医師会災害医療チーム。東日本大震災、平成 2 8 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨等）、被災者健康支援連絡協議会の創設、医薬品の搬送や医療機関の再建支援等
- ・2014 年 8 月 1 日、災害対策基本法上の「指定公共機関」の指定
- ・2015 年 6 月 9 日、被災者健康支援連絡協議会の代表として「中央防災会議」委員に就任
- ・2015 年 7 月 30 日、海外の医療チームと相互支援する iJMAT 構想の一環として台湾医師会との協定を締結
- ・緊急時総合調整システム Incident Command System(ICS)基本ガイドブックの制作
- ・都道府県災害医療コーディネーター研修の共催
- ・原子力災害における安定ヨウ素剤ガイドライン、ガイドブックの作成等
- ・「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」第二版の作成

3 日本医師会とメディカルコントロール

- ・日本医師会ではMCを広い意味で捉えている
 - 地域医療構想等を示していくなかでの幅広いMC
 - 在宅医療や高齢者施設、緩和ケアなどの施設での医療関連行為へのMC
- ・都道府県医師会救急災害医療担当理事連絡協議会（平成 26 年 9 月 18 日開催）
 - 高齢社会の進展を見据え救急搬送・救急医療のあり方を協議
- ・救急災害医療対策委員会（山口芳裕委員長 他委員 18 名、オブザーバー 9 名）
 1. 地域包括ケアシステムにおける救急医療について
 2. 災害医療について
 - 1) J M A T のあり方、2) マスギャザリング災害に備えた医療体制

4 今後の課題

- ・新型コロナウイルス感染症（新興・再興感染症）と救急災害医療
 - 感染症の専門家がいないうちで、常に感染のリスクと向き合う地域の救急医療機関
 - 宿泊・自宅療養又は自宅待機が増加した場合における、かかりつけ医の役割など
 - 災害時の感染対策（被災地に感染を持ち込まない、持ち込ませない）
- ・超高齢社会、都市部の高齢化、地方の人口減少と、救急搬送・救急医療、災害医療
 - 今までなら入院していた患者が在宅医療へ
 - 地方の人口減少 → 救急医療機関の統廃合 → 広域搬送
 - 高齢化は、要援護者 = 災害弱者の増大にも直結
 - 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の普及
- ・「地域医療構想（ビジョン）」による医療機能の分化と、救急搬送・救急医療
 - 各病院・有診で、急性期機能から他の機能（回復期など）への機能転換の流れ
 - 救急医療を終えた患者の地域包括ケアシステムでの受入れ

一般財団法人日本救急医療財団

1 財団の発足

- | | |
|------------|---|
| 平成3年3月29日 | 厚生大臣の設立許可を受け財団法人日本救急医療研究財団として発足 |
| 平成3年12月19日 | 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関の指定を厚生労働大臣から受け、財団法人日本救急医療研究・試験財団と改称 |
| 平成10年4月1日 | 財団法人日本救急医療研修財団と統合し、財団法人日本救急医療財団と改称 |
| 平成24年4月1日 | 一般財団法人移行に伴い、一般財団法人日本救急医療財団と改称 |

2 財団の目的

本財団は、救急医療に関する研究に対する助成並びに調査研究を行い、その成果を広く社会に還元すると共に、救急医療に関する教育啓発、救急救命士に係る試験事務等及び医師、看護師、救急救命士その他救急医療に従事する者等の資質の向上のための研修等を行うことにより、国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

3 財団の事業

- (1) 救急医療に関する技術的実践的な研究を行う大学、学会、研究機関等への研究助成
- (2) 救急医療に関する調査研究
- (3) 救急医療に関する普及啓発
- (4) 救急医療従事者等に対する教育研修
- (5) 災害時等の救急医療に関する事業
- (6) 救急救命士国家試験の実施等に関する事務
- (7) 救急救命士賠償責任保険代行事業に関する事務
- (8) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業

4 メディカルコントロールに関する取り組み

メディカルコントロール（MC）に関しては、上記の「(4)救急医療従事者等に対する教育研修事業」においてMC研修を実施している。具体的には、厚生労働省からの受託事業である救急医療業務実地修練が中心である。

この研修事業では、医師を対象としたMCの研修プログラム（「病院前医療体制における指導医等研修」）を、初級者・上級者向けと2段階に分け実施している。また、その他の研修においてもMCに関わる事項が盛り込まれている。

1 沿革と概要

救急振興財団は、プレホスピタル・ケアの充実を目的とし平成3年4月に成立した救急救命士法を受け、消防機関の救急救命士養成を主たる目的に、同年5月、全国47都道府県の共同出資により財団法人として設立された（平成25年4月から一般財団法人に移行）。

全国の消防機関の行う救急業務は、傷病者に対するプレホスピタル・ケアの重要な一環として、今や国民生活になくてはならない行政サービスとなっており、全国どこでも、誰もが、同じように高度で、迅速で、献身的なサービスを受けられるよう、その充実と高度化が強く求められていることから、当財団では、救急救命士の養成を計画的に進めるとともに、併せて救急に関する調査研究事業及び地方公共団体が行う応急手当の普及啓発支援事業等を行っている。

2 主な事業

(1) 救急隊員に対する高度な教育訓練の実施

全国の救急隊員を対象として、救急救命士の国家資格を取得させるため、研修所において高度かつ専門的な教育を実施している。

平成3年8月の教育訓練事業の開始以来、平成5年10月に救急救命東京研修所（東京都八王子市）を、平成7年4月に救急救命九州研修所（福岡県北九州市）を開設し、現在では両研修所あわせて毎年約800名の救急救命士の養成を行っている。

累計約23,600人（令和4年3月末現在）（東京研修所約15,800人、九州研修所約7,800人）

そのほか、生涯教育の一環として次のような教育訓練を実施している。

- ① 薬剤投与追加講習（平成18年度から平成25年度：九州研修所）
- ② 指導救命士養成研修（平成26年度以降：九州研修所）
- ③ 処置拡大追加講習（平成27年度：東京研修所、平成28年度以降：九州研修所）

(2) 救急に関する調査研究

救急隊員の知識及び技術の向上や救急業務の充実強化に向けて、次のような事業を実施している。

- ① 「全国救急隊員シンポジウム」の開催（年1回開催）

| | | | |
|------|-------|------------|------------|
| 第29回 | （令和3年 | 1月28日・29日） | 堺市（WEB方式） |
| 第30回 | （令和4年 | 1月27日・28日） | 高崎市（WEB方式） |
| 第31回 | （令和5年 | 1月26日・27日） | 広島市（予定） |

※ 全国救急隊員シンポジウム閉会后、引き続き、開催地において全国MC協議会連絡会が開催される慣例。
- ② 救急救命の高度化の推進に関する調査研究事業
- ③ 救急に関する先進的な調査研究事業に対する助成

(3) 地方公共団体が行う住民に対する応急手当の普及啓発の支援

- ① 機関誌「救急救命」の発行
- ② 「救急の日」ポスターの制作
- ③ 応急手当普及啓発用資器材等の寄贈
- ④ 高度な救急救命処置の訓練用資器材の交付

都道府県消防防災・危機管理部局長会

1 沿革等

昭和37年に創設された「都道府県消防主管課長会」を発展的に改組し、全国都道府県の消防防災・危機管理を統括する部局長による意見交換や協議の場として、平成18年4月に発足した。

2 事業内容

- ・ 消防防災・危機管理に関する事項の情報交換に関すること
- ・ 消防防災・危機管理の制度の改善に関すること
- ・ その他本会の目的達成のため、必要と認める事項

3 主な活動

- ・ 総会（年1回）
- ・ 幹事会（年2回）
- ・ 各部会の開催（消防部会、予防部会、危機管理・防災部会）
- ・ 国に対する要望活動

4 令和4・5年度役員

| 職名 | 都道府県 |
|--------------------|------|
| 会長 | 埼玉県 |
| 副会長 | 滋賀県 |
| 副会長 | 愛媛県 |
| 副会長 | 山形県 |
| ブロック代表（北海道・東北ブロック） | 北海道 |
| ブロック代表（関東ブロック） | 新潟県 |
| ブロック代表（中部ブロック） | 富山県 |
| ブロック代表（近畿ブロック） | 京都府 |
| ブロック代表（中国ブロック） | 広島県 |
| ブロック代表（四国ブロック） | 愛媛県 |
| ブロック代表（九州ブロック） | 福岡県 |
| 会計監事 | 新潟県 |
| 会計監事 | 福岡県 |

全国消防長会

1 関係機関の紹介

本会は、全国消防長の融和協調を図り、消防の情報を交換して採長補短するとともに、消防制度及び技術の総合的研究を行い、もって日本消防の健全なる発展に寄与することを目的としている。

本会総会・役員会における決議事項及び事業計画に基づく諸事業の強力な推進を図り、諸情勢に対処するため7つの事業推進委員会を設置しており、このうち救急委員会は59消防本部（令和4年4月現在）の委員から構成され、所掌事項を以下のとおり定めている。

【救急委員会の所掌事項】

- (1) 救急関係法制事案の措置推進に関する事。
- (2) 救急業務の制度及び体制の調査研究に関する事。
- (3) メディカルコントロール体制の構築に関する事。
- (4) 救急隊員の教育、訓練及び資格制度に関する事。
- (5) 救急業務の技術改善に関する事。
- (6) 応急手当の普及促進に関する事。
- (7) その他救急業務に関する事。

2 メディカルコントロール体制に関する取組み

メディカルコントロール（以下「MC」という。）体制の構築に関する事は救急委員会の所掌事項の一つであるが、直接的にMC体制を管轄しているわけではないため、各都市におけるMC体制に関する諸課題を持ち寄って情報交換や情報提供を行い、MC体制の円滑化を図っているのが実情である。

また、情報交換や情報提供に留まらず、消防庁等の関係機関への要望が望ましい案件については、救急委員会における審議を経て本会総会にて審議し、議決をもって全国消防長の総意として要望を行っている。

【救急救命士法施行以降に実施した要望一覧】

| | |
|-------|--|
| 平成3年 | 救急救命士の資格取得者に対する処遇のあり方 |
| 平成4年 | 救急救命士養成教育に要する費用に財源措置について |
| 平成6年 | 消防機関で行う救命講習修了の位置づけについて |
| 平成6年 | トリアージタグの統一化について |
| 平成7年 | 消防ヘリコプターによる救急患者搬送に伴う諸問題の検討について |
| 平成8年 | 救急隊員の就業中教育実施要領の作成について |
| | 消防学校における救急隊員教育体制について |
| 平成11年 | ※病院前救護体制のあり方に関する検討会への対応について (平成12年1月 厚労省・自治省消防庁へ要望書提出) |
| 平成13年 | 救急隊員の安全対策について |
| | ※応急手当普及啓発における心肺蘇生法の改正に係る研修会の開催について (平成13年12月 救急振興財団へ要望書提出) |
| 平成14年 | ※救急救命士の処置範囲拡大に関する意向調査結果と今後の対応について (平成14年6月 厚労省・総務省消防庁へ要望書提出) |
| 平成25年 | ※救急救命士が使用するビデオ喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施について[講習体制・実習要領の改正] (平成25年7月 総務省消防庁へ要望書提出) |
| 平成27年 | ※転院搬送における救急車の適正利用等に係る要望 (平成27年6月 総務省消防庁へ要望書提出) |

※は関係機関へ要望書提出（それ以外は席上要望議了案件）

東京消防庁

東京都メディカルコントロール協議会

救急業務の高度化の推進について(平成13年7月4日消防庁救急救助課長通知)に基づき、主として医学的観点から救急活動の質を保障するための制度(メディカルコントロール体制)を担うため、平成14年11月12日に総務局、健康局(現福祉保健局)、東京消防庁が共同で東京都メディカルコントロール協議会を設置した。

平成21年5月1日には消防法が改正され、都道府県は傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定めるとともに、実施基準に関する協議等を行うための協議会を設置することとされたことから、東京都では、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について(平成21年10月27日消防庁次長通知)に基づき、東京都メディカルコントロール協議会を消防法第35条の8に定める協議会としても位置付けることとした。

(1) 目的

協議会は、消防機関による救急業務としての傷病者(消防法第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下同じ。)の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るとともに、救急隊員(救急救命士を含む。以下同じ。)の資質を向上し、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障することにより、傷病者の救命効果の向上を図ることを目的としています。

(2) 組織

協議会の組織図及び主な協議事項は次のとおりです。

東京都メディカルコントロール協議会

会長 横田 裕行 氏 (日本体育大学大学院保健医療学研究科長・教授)

協議事項

- 消防法第35条の5に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準(実施基準)に関すること
- 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整に関すること
- 救急活動に対する医学的観点からの事後検証に関すること
- 救急活動を行う救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制に関すること
- 救急処置基準等の策定に関すること
- 救急隊員に対する教育等に関すること
- 上記に掲げるもののほか、傷病者の搬送と受入れの実施に関し東京都が必要と認める事項及び病院前救護体制の質の向上に関すること

事後検証委員会

委員長
坂本 哲也 氏

帝京大学
医学部附属病院
病院長

指示指導医委員会

委員長
吉原 克則 氏

東邦大学医療センター
大森病院救急災害
統括部顧問

救急処置基準委員会

委員長
大友 康裕 氏

東京医科歯科大学大学院
医歯学総合研究科
救急災害医学分野教授

救急隊員の教育に関する委員会

委員長
山口 芳裕 氏

杏林大学医学部
救急医学教室
主任教授

全国衛生部長会

1 本会の目的

本会は、衛生行政に関する都道府県及び指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「指定都市」をいう。以下同じ。）間の連携を緊密にし、衛生行政の円滑な推進を図ることを目的としている。

この 10 年来各自治体において、保健、衛生、医療、福祉施策を扱う部局が統合される傾向にあり、現時点でこの会の目的である「衛生」という言葉の中には、公衆衛生全般、つまり保健、医療そして福祉も含まれていると解釈できる。

2 本会の会員

本会の会員は、原則として、都道府県及び指定都市の衛生主管部局長の職にある者とする。

3 本会の事業

- (1) 衛生行政に係る都道府県及び指定都市間の連絡調整に関する事業
- (2) 衛生行政の推進を図るために必要な施策の立案、調査研究及び情報提供に関する事業
- (3) 衛生行政に係る国に対する政策提言及び要望に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

4 専門委員会「災害時保健医療活動標準化検討委員会」（平成 25～29 年度）

災害時の公衆衛生活動を調整する医師、保健師等の専門的知見を有する職員により構成される「災害時健康危機管理支援チーム(仮称)」（DHEAT）の制度化について検討を行った。

表 1 令和 5 年度衛生行政の施策及び予算に関する要望（全国衛生部長会要望書より抜粋）

| | |
|----|---|
| 1 | 医療人材の確保・育成 |
| 2 | 救急医療・周産期母子医療・精神医療の充実 |
| 3 | 在宅医療・介護連携の推進 |
| 4 | 地域医療提供体制の整備に対する支援 |
| 5 | 災害対策の推進 |
| 6 | 生活習慣病対策の充実 |
| 7 | がん対策の充実 |
| 8 | 予防接種実施支援 |
| 9 | 感染症対策の充実 |
| 10 | 難病対策等の充実 |
| 11 | 認知症施策及び自殺予防対策の推進 |
| 12 | 乳幼児・子ども及び障害者、ひとり親家庭等に係る医療費の国による自己負担軽減策の強化及び地方単独医療費助成に対する療養給付費負担金等の減額措置の全面廃止 |
| 13 | 食品衛生・生活衛生対策の充実 |
| 14 | 依存症対策の充実 |
| 15 | 後期高齢者医療制度の円滑な運営 |
| 16 | 国民健康保険への財政支援の確実な実施 |

全国保健所長会

1 設立

本会は、旧保健所法（昭和 12 年）が全面改正され新保健所法が制定された昭和 22 年に設置され、公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。設置自治体及び管轄区域毎に現在（令和 4 年 4 月）都道府県型 352、政令市型 116 の計 468 か所の保健所が設置されている。

2 保健所の機能と役割

平成 6 年、「保健所法」が改正された「地域保健対策の充実強化に関する法律」で規定されており（昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号）「・・・地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする」としている。そのなかでは、地域保健に関する思想の普及及び向上、医事及び薬事、公共医療事業の向上及び増進や、その他、栄養改善、食品衛生、住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃等、環境衛生、母子保健、成人保健、歯科保健、精神保健、難病、感染症対策等の 14 項目に関する事業が保健所の所管業務となっている。

3 救急医療や災害医療との関わり

- (1) 地域保健法や医療法等に基づき、様々な傷病（小児救急、急性疾患、生活習慣病等）に関する予防対策や生活衛生の改善・確保はもとより、医事、公共医療事業の向上及び増進（離島・へき地医療も含む）への企画、調整、評価等を行っている。
- (2) 近年では、医療と公衆衛生の連携も災害医療の分野で重視されてきており、災害医療コーディネーターや DMAT 等と連携協働して、救急・救命、超急性期以降の公衆衛生的支援を行うための災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が創設された。
- (3) 高齢社会のなかで、地域包括ケアシステムの構築が求められており、急性期後の地域ケア体制の整備、医療と介護の広域連携（市町村枠を超えた 2 次医療圏等）の調整の役割を担うことも求められている。

※ 参考：医療計画（医療法：昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第三十条の四

① 都道府県は、医療提供体制の確保を図るための医療圏毎の「医療計画」を定める。

3 次医療圏 最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏。原則都道府県単位。

2 次医療圏 一般的な医療サービスの提供圏。複数の市町村単位（単・複数保健所単位）

2 次医療圏 344、救急医療圏 376 と都道府県型保健所管轄区域が重なる地域が多い。

② 「5 疾病・5 事業および在宅医療」の医療連携体制（平成 19 年改正医療法）

5 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

5 事業：救急、災害、離島・へき地、小児・小児救急、周産期の医療

4 MC 協議会との関わり

- (1) 地域 MC 協議会において会長を務めている協議会があるほか、ほとんどの協議会において構成員となっており、広域における救急医療体制や広域災害対応等について意見交換等を行っている。
- (2) 救急医療を担う中心的な医療機関が見あたらない地域での医療機関間の連絡調整、医療機関や消防機関等との連絡調整等、保健所が有する中立的立場での役割を求められることもある。

※ 全国では…

保健所長が地域 MC 協議会の会長職となっているのは、251 か所のうち、福島県が全地域 MC 協議会（4 か所）、茨城県が 1 か所、新潟県が 1 か所となっている。